

**資料1**

平成23年度の要領等の改正について

平成23年度に制定・改廃した主な要領等は、下記のとおりです。

I 畜産環境整備機構損害保険要領等の改正

1 改正した要領等

平成23年11月16日付で、(1)損害保険の加入の促進と借受者の責任の明確化、(2)貸付施設等を設置するために必要とされている法的手続の確保、貸付契約の解約時に解約金の額を軽減することができる場合の明確化等を図るため、下記の要領等の改正を行いました。

- ① 畜産環境整備機構貸付施設等検収要領(平成20年9月29日付け20環機第837号)
- ② 畜産高度化支援リース事業実施要領第13の機構が定める条件等(平成22年7月8日付け22環機第615号)
- ③ 畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月29日付け20環機第838号)
- ④ 財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き(平成20年9月29日付け20環機第779号)
- ⑤ 畜産環境整備事業の留意事項(平成23年5月11日付け23環機第356号)
- ⑥ 生乳流通効率化支援リース事業の留意事項(平成23年5月11日付け23環機第356号)
- ⑦ たい肥調整・保管施設リース事業の留意事項(平成23年6月1日付け23環機第421号)

2 主な改正内容

(1) 損害保険の加入促進と借受者の責任の明確化

- ① 貸付契約書の別表に「要保険手続」と指定された貸付施設については、借受者に損害保険の加入と継続の義務が発生することを明記しました。
- ② 加入すべき損害保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災による損害をカバーするものでなければならないこととしました。
- ③ コンクリート製で風災、水災等一般的な災害の被害を受けにくい施設について、借受者の責任で保険対象から外することができる制度は、廃止しました。
- ④ 損害保険については、機構を受取人として加入するほかに、機構に質権を設定する方法も可能としました(現状の追認)。
- ⑤ 損害保険の加入状況(加入手続の進行状況を含む。)については、検収の際に

検収者が確認することとし、借受者が記名捺印した「借受者の義務の確認書」とともに検収報告書に添付すべきものとなりました。

(2) 貸付施設等を設置するために必要とされている法的手続の確認

- ① 貸付施設等の検収に当たっては、建築確認、農地転用許可等の貸付施設を設置するための法的手続が取られていることを確認することとしました。
- ② 各事業の留意事項を改正して、貸付申請書には「当該貸付施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書」を添付しなければならないこととしました。

(3) 貸付契約の解約時に解約金の額を軽減することができる場合の明確化

適用基準について、解約の原因及び弁済能力の点から明確化しました。具体的には、「災害等による直接的な被害又は借受者の死亡による後継者の不在が原因で経営の廃止を余儀なくされ」かつ「経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる場合」に限り、軽減（解約清算金の納入日以降の附加貸付料相当額を免除）できることとしました。

## II 24年2月21日付の東日本大震災に伴う再繰延要領の制定

### 1 制定した要領

東日本大震災により被害を受けた借受者の経営再建を支援するため、東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領（平成24年2月21日付け24環機第113号）を制定しました。

### 2 主な内容

- (1) 繰延要領により徴収の繰延の適用を受けた貸付料等について、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合は、再繰延の申請をすることができることとしました。
  - ① 設置場所が岩手県、宮城県又は福島県内であること。
  - ② 設置場所を含む地域が当該貸付施設等に係る作目について出荷制限等の措置を受けたこと。
  - ③ 貸付施設等が損壊し、実施要領に基づき機構に事故報告書が提出されていること。
- (2) 再繰延の対象となる地域内の借受者であって、繰延対象となる震災以降最初の貸付料を納入し、その後に繰延が必要な状況となった者は、その次に納入期限が到来する貸付料等について繰延の申請をすることができるものとなりました。

## 資料1の参考資料

### 平成23年度の要領等の改正の説明

この資料は、資料1のIの損害保険要領等の改正について、その趣旨、内容、解釈等について説明するものです。再借受団体や借受者への説明等執務上の参考にして下さい。

#### 1 損害保険の加入の促進と借受者の責任の明確化

##### (1)改正理由

ア 機構の貸付施設等のうち、生乳リース施設及びその他のリースで車両保険又は動産総合保険の対象になっている貸付施設等以外の貸付施設については、実施要領(第6)、損害保険要領及び貸付契約(直接リースは第8条、間接リースは第9条)により、借受者が個々に損害保険に加入しなければならないこととなっています。

イ これは、貸付施設等が損傷した場合にはその原因の如何を問わず借受者に修理義務がある(実施要領第8の1)ことから、そのための資金を確保して修理の円滑化を図ることにより貸付施設等の適切な利用(補助付きリースにあつては、これに加えて補助目的の達成)に資するとともに、貸付施設等は機構にとってはリース料債権の担保でもあることから、その担保価値を維持する必要があるためです。

ウ 十分な担保価値のある担保を継続的に提供することは借受者(リース債務者)の義務であり、保険加入は、このような意味で単に借受者の利益(修理費用の確保)のためだけではなく、もし加入しなかった場合は機構に対する契約上の義務違反となる性格のものであります。

エ このため、損害保険加入促進とその適切な運用を図る必要があります。

##### (2)改正内容

このような状況に鑑み、次のような改正を行いました。

ア 借受者が個々に損害保険に加入しなければならない場合は、貸付契約書の別表に「要保険手続」と記載し(従来からの取扱い)、この記載があつた施設については損害保険の加入及び継続義務が発生することを手続的に明確化しました(損害保険要領第2の(1)ア)。

イ 損害保険の補償対象は損害保険の種類により異なるため、加入する保険は、原則として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、ひょう災、雪災による損害をカバーするものでなければならないこととしました(損害保険要領第2の(1)イ)。これは、実際上の必要性に加え、借受者ごとに加入する保険の内容(及び保険

料)が大きく異なることは、借受者間の公平の観点からも問題があるからです。

なお、この災害の列記は、建物に関する総合的な損害保険に係る一般的な約款を引用したものです。実際問題としては、地域等の条件により加入できる保険は限られてくるのが実態なので、実際に加入する保険は、おおむねこれらをカバーするものであれば可として扱います。

ウ なお、従来は、コンクリート製のもので火災、風災、水災等一般的な災害の被害を受けにくい施設については借受者の責任で保険対象から外すことができる旨定めていましたが、契約事項について当事者の一方的な意思により責任を免れることができるのは合理性を欠き、貸付施設等の担保価値の維持という観点からも問題があるので、この制度は廃止しました。

エ 損害保険契約を締結した場合、借受者は当該保険証券の写しを機構に提出することになっていますが、一部で第三者を受取人とする保険契約が困難な場合があります。そのような場合は、借受者を受取人として保険契約を締結し、当該保険金請求権に質権を設定する方法が実務的に行われてきた経緯があります。このため、この場合の手続を明確化しました(損害保険要領第3の1(1)ア)。具体的な手続は、従来便宜的に行われてきた方法と同じです。なお、保険金請求権のような債権に質権を設定する場合は、当該債券証券を質権者に引渡さなければ質権設定は効力を生じません(民法第363条)ので、必ず「原本」を機構に送付して下さい。

オ また、損害保険の加入を促進するため、貸付施設等の検収の際には、損害保険の加入状況を確認する(別紙様式第1号)とともに、損害保険要領第6に規定する借受者の義務を確認する確認書(別紙様式第1号後段)を徴収し、検収報告書に添付しなければならないこととしました。別紙様式第1号の損害保険加入状況確認書は、検収報告書の一部をなすものなので、下書き等を借受者に作成させることはかまいませんが、必ず損害保険の保険証券(加入済の場合)、加入申込書(加入手続中の場合)、加入を検討している保険会社のパンフレット、申込用紙等(これから加入手続をする場合)、加入申込書及び保険会社からの通知書(加入を断られた場合)などの書類(原本)で確認の上、検収者(検収実施者)の責任で作成して下さい。そのうえで、確認書の後半の借受者の確認書に記名押印を求めて下さい。

カ なお、貸付施設等に損傷が生じたときは、損害保険金が得られるかどうかにかかわらず借受者の負担で修理すべきことは実施要領や貸付契約により定められており、仮にこの確認書を提出しなかったり、確認手続に瑕疵があったりした場合でも、修理義務があることには変わりはありません。

キ また、確認書を提出すれば損害保険に加入しないことが是認されるというものでもありません。損害保険に加入しないことは貸付契約上の義務違反(債務不

履行)になります。法律上、加入しないことが義務違反として責任が問われないのは、借受者が損害保険に加入しないことに故意過失がない場合だけです(民法第415条)。この場合も、損害保険に加入しないことの責任を問われないだけで、貸付施設等が損傷した場合に自らの負担で修理する責任は変わりません(損害保険要領第6)。

## 2 貸付施設等を設置するために必要とされている法的手続の確認

### (1)改正理由

ア 機構の貸付施設等を設置するために必要な法的手続は、建築基準法第6条等の建築確認や農地法第4条、第5条の農地転用許可などが一般的です。その基本的な義務者は借受者(実質的な発注者)ですが、実務上は、これらの手続に精通した施工業者が借受者を代理して処理しているのが実態です。このため、これらの手続が必要な場合において適切に手続が行われているかどうかを借受者が必ずしも認識していない場合も見受けられます。

イ 機構のリースはファイナンスリースであり、機構は、借受者と施工業者との間の合意により設置された施設について代金を立替えて支払っている(ファイナンス)だけです。機構が買主となっているのは、当該施設を担保として保有するための法的擬制です。従って、機構が建築基準法上の注文者としての責任を負うことはありません。また、農地法上の「農地を農地以外のものにする者」にも該当しません。従って、このような法的手続が取られているかどうかについて責任を負う立場にはありません。

ウ しかしながら、仮にこのような手続に欠陥がある施設を機構が購入して借受者に貸付けした場合には、その後に建物の除却、改築、使用禁止等(建築基準法第9条)、原状回復等(農地法第51条)を命ぜられる可能性があり、その場合には、貸付施設等の円滑な貸付及び利用(補助付きリースにあつては、これに加えて補助目的の達成)を妨げることになるほか、機構にとっても貸付施設等の担保価値を損うこととなります。

エ このように、こうした法的手続が適正に取られるということは、機構にとっても借受者にとっても極めて重要なことです。

### (2)改正内容

このような状況に鑑み、次のような改正を行いました。

ア 貸付施設等の検収に当たっては、建築確認、農地転用許可等の貸付施設等を設置するための法的手続がとられているか確認することとしました(検収要領第6の3(2)イ)。これらの2つが多いと思いますが、このほかでは、自然公園法や自然環境保全法など環境関係法規による規制や地方公共団体の条例による規制も地域によってはあり得ます。

- イ これらの規制は、施設設置地域や施設規模、構造等により必要な場合と必要でない場合があり、制度的にはかなり複雑です。これらの内容については、地元での工事に詳しい施工業者が承知していると思われるが、市町村の農地担当部局や建築部局、環境部局等に確認すれば分かります。そして、必要な手続があることが判明した場合は、たとえば建築確認については建築確認済証及び完了検査済証、農地転用については農地転用許可証などの書類(原本)により確認し、検収報告書に記載して下さい。これに伴い、検収報告書の様式を変更しました(別紙様式 1)。
- ウ なお、平成 23 年 12 月 1 日以降に提出される貸付申請書には「当該貸付施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書」を添付しなければならないことにしたので(各事業の留意事項)、その日以降に提出された申請書に係る貸付施設の検収に当たっては、この調書を基に検収することになります。そのためにも、借受者に対してはこの調書の作成に当たってはきちんと施工業者等の説明を聞いて誤りのないよう作成するよう指導するとともに、借受団体等においても、将来の検収を容易にするため、貸付申請書の審査に当たっては適切にチェックするようにして下さい。また、平成 23 年 11 月 30 日以前に貸付申請書が提出された貸付施設については、検収実施に先立って同様の資料を準備しておくことが便宜と考えます。
- エ なお、検収の際にこのような必要な法的手続が取られていないことが判明したときは、検収を行うことができませんので、検収を中止して速やかに機構に報告し、その指示を求めて下さい。
- オ このような場合は、基本的に「法的手続の補完」を求めることになります。農地転用許可の場合は、実質的に問題がなければ事後許可(追認許可)もあり得ますが、建築確認の場合は事後確認は制度上できないので、その場合には他の方法(構造検査等)で当該施設等が建築基準を満たしていることを確認する必要があり(建築基準法第 12 条)、多額の経費と多くの時間を要することになります。このため、仮に除却等の処分を受けなかった場合でも、検収及び貸付開始日が遅れ、借受者の経営に支障を生じさせることになります。したがって、このようなことを回避するためには、施工業者と打合せ等をする段階で、借受者や受託団体等と施工業者の間で十分確認し、適正な法的手続が取られることなく着工するようなことがないようにすることが重要です。この調整の責任者はこのような手続に詳しい販売業者(施工業者)とし、調整のイニシアティブを取ってもらうことにしました(購入手続き第 3 の 1)が、これまでも業者が手続を怠った事例も見受けられたので、借受者や借受団体においても業者任せにすることのないようお願いします。
- カ 補完手続等に要する経費は、借受者に故意過失がない限り施工業者の負担で

す。この理由による履行遅延は、通常は納入延期を認める正当な理由にはなりませんので、売買契約違反として延滞金徴収の対象となります。また、場合によっては、契約解除の事由ともなり得ます。

キ これらの義務違反に対しては刑罰もあります(建築基準法第99条、農地法第64条など)。

ク なお、検収終了後に法的手続の欠如(欠陥)といった事実が判明した場合は、その欠陥はいわゆる「隠れた瑕疵」となり、瑕疵担保責任追及の原因となります(民法第634条、第635条)。仮に借受者(管理者、占有者)が行政庁から法的手続の欠陥に起因して何らかの行政処分を受けた場合には、当該法的手続の欠陥と相当因果関係のある経費について損害賠償を請求することができます。

具体的には、当該建物について検査を命じられ、又は危険と判明した場合は、除却、使用禁止等の処分を受ける可能性があります。このような場合、機構は、貸付契約書の定め(直接リース第6条、間接リース第7条)により当該瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権を、借受者が貸付料を納付していることを条件に借受者に無償で譲渡することになっており、借受者と施工業者の間で直接解決して頂くこととなっています。

ケ なお、これらの法的手続を取らないことを借受者が施工業者に指示した場合(たとえば「ここは手続が要らない地域である」等と伝えた場合)は、この瑕疵担保請求権を失う(民法第636条)ことがありますので、注意して下さい。

### 3 貸付契約の解約時に解約金の額を軽減することができる場合の明確化

#### (1)改正理由

ア 従来は、「やむを得ない事情があると認められる場合」は、貸付契約解約時の清算金の額を軽減(具体的には、解約清算金の納入日以降の附加貸付料相当額を免除)を行うことができるとしていましたが、この適用基準やその具体的な申請手続が定められていませんでした。

イ このため、その適切な運用を図るため、貸付契約の解約時に解約精算金の額を軽減することができる場合及びその手続を明確化することとしました。

#### (2)改正内容

ア この特例の適用を申請できる場合を「災害等による直接的な被害又は借受者の死亡による後継者の不在が原因で経営の廃止を余儀なくされ」かつ「経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる場合」としました(機構が定める条件等第1の2)。

イ 「廃業」の基準は、「借受者」について適用します。一の牧場についてではありません。複数の牧場を所有している借受者が一の牧場について経営を廃止しても、この基準には該当しません。

- ウ 「廃業を余儀なくされた」とは、経営継続の意思があるにもかかわらず、経営外の原因により廃止せざるを得なくなったことを言います。また、災害や後継者の不在と経営廃止との間に「相当因果関係」があることが必要で、客観的に見て経営継続が可能であるにもかかわらずこの機会に廃止するとか、災害等と関係なく経営廃止の準備をしていたようなところにたまたま災害を受けたような場合は該当しません。
- エ 「災害等による直接的な被害」とは、災害等により経営資産の損壊等の物理的被害を受けたことを言います。この場合の被災施設は、必ずしも機構の貸付施設に限られません。それ以外の多くの経営資産が被災したために経営を廃止する場合も含まれます。
- オ 機構のリースはファイナンスリースであることから、借受者が死亡した場合に相続財団に含まれるのはリース料債務という純粋な金銭債務であり、このような債務は、債務者が死亡した場合は当然に相続人に継承され、相続財団又は分割協議等によりこの債務を承継した相続人が支払う義務があるのは当然のことです。従って、「借受者の死亡による後継者の不在」の場合に解約清算金の軽減は、客観的に見て真にやむを得ない場合に限り、当事者の主観で判断すべきではありません。
- カ すなわち、客観的に後継者が存在しないことを要し、単に子供や配偶者に後継の意思がないといったものは「後継者の不在」には該当しません。具体的には、法定相続人（代襲相続人を含む。）が全く存在しない場合や、法定相続人が高齢の配偶者や尊属だけの場合などの他、相続人はいるが全員が遠隔地で他の業務に従事しており客観的・合理的に判断して後継者となることが困難な場合等が該当します。なお、相続を放棄した場合は、民法上は、最初から相続人ではなかったとみなされますが、自分の意思で放棄した者は、ここでいう「後継者の不在」の判断の場合の「不在」とはみなしません。いずれにしても、この「不在」の要件については、個別事例に照らして実体的に判断する必要があります。
- キ なお、法人については、「死亡」はあり得ないので、この規定の適用は原則としてありません。しかしながら、個人経営が法人化した実質的に法人代表者の個人経営とみなされるようなものについては、代表者の死亡を借受者の死亡とみなしてこの規定を適用しても差し支えありません。
- ク 「経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる場合」とは、経営を廃止して精算を行った場合に、リース債権の支払が困難ということで、仮に被災しても他に十分に資産がある場合には、軽減の対象とはしないということです。この場合、「経営資産」のみを考慮し、それ以外の資産、たとえば借受者の個人の住宅など経営外の資産を考慮する必要はないこととしており、被災後の経営資産額と比較して、その金額をリース債務を含めた債務額が超過



していれば申請が可能です。

ケ なお、この要件は、当該借受者のすべての経営資産について判断します。たとえば、複数の牧場を所有している借受者については、一の牧場についてこの要件に合致することになったとしても、経営全体としてこの要件に合致しなければ対象にはなりません。

コ なお、適用を申請する場合、「災害等による直接的な被害又は借受者の死亡による後継者の不在が原因で経営の廃止を余儀なくされ」の要件は「証明書類」（たとえば、機構が定める条件等第1の2(1)の要件であれば罹災証明書、(2)の要件であれば相続人全員が記載された戸籍謄本や住民票、他地域での就業を証明する雇用主の証明書など）の添付が必要です（機構が定める条件等第1の3）が、「経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる」との要件は、そこまでの証明は必要なく、そのような状況にあることが高度の蓋然性で推定（いわゆる「疎明」）されればよいこととしています。たとえば、青色申告書の写しや被害状況の証明書、写真などでも疎明できる場合があると考えられます。そして、このような資料による判断は、現地の事情に詳しい借受団体等の判断も重要なので、この申請書には借受団体等の意見書を添付しなければならないこととしました（機構が定める条件等第1の3(2)）。

サ この意見書は、借受者が提出した申請書に添付された理由書に記載された事実を確認するための疎明資料を借受者から提出してもらい、それに基づいて当該案件がこの規定の適用条件に合致するとの心証を得た上で作成するように特に留意して下さい。

## Ⅱ 24年2月21日付の東日本大震災に伴う再繰延要領の制定

### 1 制定した要領

東日本大震災により被害を受けた借受者の経営再建を支援するため、平成24年2月21日付で東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領（平成24年2月21日付24環機第113号）を制定しました。

### 2 主な内容

(1) 繰延要領により貸付料等の繰延の適用を受けた貸付料等が次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合は、再繰延の申請をすることができることとしました。

- ① 設置場所が岩手県、宮城県又は福島県内であること。
- ② 設置場所を含む地域が当該貸付施設等に係る作目について出荷制限等の措置を受けたこと。

- ③ 貸付施設等が損壊し、実施要領に基づき機構に事故報告書が提出されていること。(ただし、貸付契約に規定する修理義務を果たしていない場合は、原則として再繰延の対象にはなりません。)
- (2) 再繰延の申請は、繰延後の納入期限の前日の末日までに借受団体等及び都道府県を經由してしなければならないこととしました。
- (3) 再繰延の対象となる地域内の借受者で繰延対象となる震災以降最初の貸付料を納入し、その後に繰延が必要な状況となった者は、その次に納入期限が到来する貸付料等について繰延要領の定めるところにより繰延の申請をすることができるものとした。

**資料2**

堆肥調整・保管施設リース事業の留意点

1 貸付申請提出期限等について

(1) 平成24年5月18日付け24環機第346号で、本リース事業に係る貸付希望者の採択について、貸付希望のあった都道府県の畜産主務課長あて通知したところ  
です。また、年度内の検収に向けて計画的に実施していただくようお願いします。

については、貸付申請書等の当機構への提出及び検収は、以下の期限を厳守して  
いただくようお願いします。

・貸付申請書提出期限 平成24年10月31日(当機構必着)

・貸付施設等検収期限 平成25年3月31日

なお、期限までに検収の実施が困難な場合は、早期に辞退届を提出していただく  
ようお願いします。

(2) 事業費の配分額について

建築確認申請等によって、事業費が配分額を超える場合、理由の如何にかかわ  
らず、配分額の増額は認められないので、計画変更により配分額内に収めるか、  
又は超過分を自己資金で対応するかのいずれかになります。

また、自己資金で実施する場合は、自己資金分の詳細(見積書等)を申請時に  
提出する必要があります。

2 「堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項」(以下「留意事項」という。)の改正に  
ついて

平成24年度の本事業実施に当たり、「留意事項」(平年23年6月1日23環機第42  
1号)を4月に一部改正したので、申請に当たっては、確認の上提出願います。

具体的には、様式例12「堆肥調整・保管施設の堆肥利用促進計画の概要」の一部  
を改正しており、主な改正点は以下のとおりです。

(1) これまでの堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況(フロー図)に加え、「堆肥

生産とその利用状況」表を新設し、現状と堆肥置場設置後の堆肥の利用を明確化しました。

- (2) また、既存堆肥舎から自家圃場若しくは耕種農家に供給していた堆肥を、新設する堆肥置場で調整保管する場合は、当該堆肥を堆肥置場で調整保管して高品質化する必要性等の理由の説明を求めることとしました。

### 3 ポイント指標の実績報告について

- (1) 平成23年度にポイント指標により採択された者(都道府県枠及び震災枠を除く)は、たい肥調整・保管施設リース事業の留意事項」第3の2の(2)に基づき設置後1年を経過した時点で検証結果の報告が必要です。
- (2) 機構への報告は、留意事項の別紙様式例25(堆肥調整・保管施設リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告))により、都道府県を經由して報告してください。(機構←都道府県←借受団体等←借受者)
- (3) ポイント付けの際に申告した内容と実績等が異なる場合、以下により実施します。
- ア 借受者は、申告したポイントより2割以上下回った場合、その理由の説明が必要となります。
- イ アの理由が認められない場合は、申請時に付与したポイントに基づき改善を図るとともに、その結果を報告する必要があります。
- ウ 機構は、必要に応じて現地調査等を実施の上、貸付契約の解除等の最終判断を行います。

### 資料3

## 借受者の変更の取扱について

### 1 趣旨

借受者の変更については、これまで明確な規定がなく、一部で問題のある事例が見受けられるため、借受者の変更についての運用方針を示すことにより、その適切な運用を図ることとします。

なお、これらの内容は、法令や要領の解釈、制度の趣旨等から、商習慣に照らし、一般的に導かれる内容がほとんどであると考えています。

### 2 借受者の変更の取扱

- (1) 借受者の変更(実施要領上は「賃借権の譲渡」、法律上は「契約上の地位の承継」)は、実施要領上は「機構がやむを得ない事情があるとして承認したとき」に行うことができるとされていますが、その具体的運用基準は、原則として「廃業」とします。
- (2) 変更後の借受者(以下「引受者」という。)については、実施要領上定められた借受者の資格要件を充たすことが必要とします。
- (3) 実施要領第9の5の規定により当初の貸付申請について都道府県畜産主務課長の意見を聞いた貸付契約については、契約上の地位の承継についてもその意見を聞くものとします。
- (4) 引受者は、貸付料等の支払能力がある者に限ることとします。
- (5) 借受者の変更の原因が相続などの包括承継である場合には、機構の承認は必要ですが、上記、(1)から(4)の規定は、適用しません。
- (6) 上記に関連して、本件申請の件名を「貸付契約に係る契約上の地位の承継の承認申請」に変更するとともに、借受者と引受者が連名で申請するようにするなど、借受者の変更手続関係の様式例を変更します。(変更内容は別紙の通り)

### 3 2の取扱の適用

申請書の様式例の変更(2の(6))は、平成24年8月15日以降の申請から適用しますが、それ以前であっても、新しい様式例による申請を受け付けます。

**資料3の別添**

様式例第6の1から第6の5までを次のように改正する。

様式例第6の1(借受団体(受託団体)からの進達等文書)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〇〇〇〇農業協同組合連合会  
代表理事会長 〇〇〇〇 印

貸付契約上の地位の承継に係る承認申請について  
(事業名: )

標記の件について、別紙のとおり借受者から下記貸付施設等に係る貸付契約上の地位の承継の承認申請があったので、よろしくお取り計らい願います。

なお、貸付契約上の地位の承継が必要になった原因事実、引受者が実施要領第1の2に規定する借受者の資格を有すること及び貸付契約上の地位の承継後の貸付料等を支払う十分な資力があることを確認しました。

記

- 1 借受者:
- 2 引受者:
- 3 再借受団体(再受託団体)名:
- 4 貸付施設等名:
- 5 貸付記号:
- 6 契約書番号:
- 7 貸付契約上の地位の承継が必要になった原因:
- 8 添付書類
  - ① 借受者及び引受者からの申請書及びその添付書類(原本)
  - ② 再貸付団体(再委託団体)の申請書(進達書)(原本)
  - ③ 実施要領第9の5の規定により当初の貸付申請について都道府県畜産主務課長の意見を聞いた貸付契約に係る契約上の地位の承継の申請については、都道府県畜産主務課長の意見書(原本)

様式例第6の2(再借受団体(再受託団体)からの進達等文書)

番 号  
平成 年 月 日

〇〇〇〇農業協同組合連合会 代表理事会長 殿

〇〇〇〇農業協同組合  
代表理事組合長 〇〇〇〇 印

貸付契約上の地位の承継に係る承認申請について  
(事業名: )

標記の件について、別紙のとおり借受者から下記貸付施設等に係る貸付契約上の地位の承継の申請があったので、よろしくお願いします。

なお、貸付契約上の地位の承継が必要になった原因事実、引受者が実施要領第1の2に規定する借受者の資格を有すること及び貸付契約上の地位の承継後の貸付料等を支払う十分な資力があることを確認しました。

記

- 1 借受者:
- 2 引受者:
- 3 貸付施設等名:
- 4 貸付記号:
- 5 契約書番号:
- 6 貸付契約上の地位の承継が必要になった原因:
- 7 添付書類  
借受者及び引受者からの申請書及びその添付書類(原本)

様式例第6の3(借受者及び引受者からの承認申請書)

平成 年 月 日

〇〇〇〇農業協同組合  
代表理事組合長 殿

借受者 住所  
氏名 印

引受者 住所  
氏名 印

貸付契約上の地位の承継に係る承認申請について  
(事業名: )

標記の件について、下記貸付施設等に係る貸付契約上の地位の承継について承認を  
いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、承認に条件が附された場合は、それに従います。

記

- 1 借受者:
- 2 引受者;
- 3 貸付施設等名:
- 4 貸付記号:
- 5 契約書番号:
- 6 貸付契約上の地位の承継が必要になった原因:
- 7 添付書類
  - ② 貸付契約上の地位の承継が必要になった原因についての証明書(原本)
  - ② 引受者が個人の場合は戸籍謄本(貸付契約上の地位の承継が必要になった原因が相続である場合は、被相続人(借受者)と相続人(引受者)との関係が分かるもの)、法人の場合は履歴事項全部証明書(原本)
  - ③ 引受者に係る実施要領に定める「貸付申請者の状況等」の表(ただし、表題は、「引受者の状況等」とする)(承継の原因が相続の場合は不要)
  - ④ 借受者及び引受者による畜産環境整備機構貸付施設等に係る貸付契約上の地位の承継契約書(副本)(承継の原因が相続等の包括承継の場合は不要)
  - ⑤ 承継の原因が包括承継である場合は、引受者の確認書(原本)



(注)

- 1 借受者の死亡、法人たる借受者の解散等の場合において相続人等の包括承継人以外の者が承継する場合は、相続人、管財人等、借受者の地位を承継した者又は財産管理権がある者が当事者となって作成する。この場合は、借受者については、「借受者相続人」、「解散会社清算人」等と表示する。
- 2 包括承継人が承継する場合は、「引受者」の単独申請とする。
- 3 「副本」とは、記名捺印等も含め正本(原本)と全く同じものです。

様式例第 6 の 4(借受者と引受者との承継契約書(特定承継の場合))

貸付契約上の地位の承継契約書

借受者〇〇〇〇(以下「甲」という。)と引受者△△△△(以下「乙」という。)は、畜産環境整備機構貸付契約上の地位の承継について、下記のとおり契約する。

記

- 1 甲及び乙は、別添貸付契約上の借受者の地位を財団法人畜産環境整備機構理事長の承認があった日に甲から乙に承継することに合意する。
- 2 乙は、甲が本件契約上の地位に基づき財団法人畜産環境整備機構に対して負う債務のすべて(既存及び将来の債務を含む。)を承継する。
- 3 貸付施設等の引渡の時期は、財団法人畜産環境整備機構理事長の承認があった日から〇日以内とする。
- 4 財団法人畜産環境整備機構理事長がこの契約上の地位の承継の承認に当たり条件を附したときは、それに従う。
- 5 財団法人畜産環境整備機構理事長がこの契約上の地位の承継を承認しなかったときは、この契約は効力を失う。

上記を証するため、本書 3 通を作成し、1 部を財団法人畜産環境整備機構に提出し、残の各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住所  
氏名 〇 〇 〇 〇 印

(乙) 住所  
氏名 △ △ △ △ 印

(注)

- 1 借受者の死亡、法人たる借受者の解散等の場合において相続人等の包括承継人以外の者が承継する場合は、相続人、管財人等、借受者の地位を承継した者又は財産管理権がある者が当事者となって作成する。この場合は、借受者については、「借受者相続人」、「解散会社清算人」等と表示する。
- 2 この契約書は、3 部(正本 1 部、副本 2 部)作成する必要がある。その仕様は次のと

おり。

(1) そのうち 1 部には現在の借受者が保有する貸付契約書の原本を添付し、その各ページ間及び本契約書との綴じ目に割印をする。この1部は、引受人が保有する。

(2) 残りの 2 部には現在の借受者が原本証明をした貸付契約書の謄本を添付し、本契約書との綴じ目に割り印をする。このうちの 1 部を現在の借受者が保有し、残りの 1 部を契約上の地位の承認申請書に添付して機構に提出する。

(原本証明とは、貸付契約書の写し(謄本)の第 1 ページ下部に「この写しは原本と相違ないことを証明する。」等及び証明の日付を記入して、記名捺印することです。)

### 3 包括承継の場合は不要

様式例第6の5(貸付契約上の地位の承継に係る確認書(包括承継の場合))

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

引受者 住所

氏名

印

貸付契約上の地位の承継に係る確認書

今般貸付契約上の地位の承継を申請している貸付施設等については、私が貸付契約上の地位を〇〇〇〇から相続し、承継したことを確認いたします。

なお、承認に条件が附された場合は、それに従います。

## 資料4

### 機構の許可が必要な改造の考え方の一部改正について

#### 1 趣旨

機構の許可が必要な改造の考え方については、昨年 of 全国会議で説明したところですが、東日本大震災により被災した施設の修復等とも関連して、「改造」と「災害復旧」や「管理行為」との相違について一部で混乱があったので、この点を明確化するため、「機構の許可が必要な改造の考え方」の一部を改正しました。

#### 2 内容

機構の許可が必要な改造の考え方(平成23年5月17日制定)のIの2の(2)を次のように改正しました。

(2)次に掲げる場合は、そもそも改造に該当せず、むしろ、改造以外の事由により処理すべき事項です。

##### ア 貸付施設等の劣化した部分を補修等する場合

(具体的な事例:よう壁等のひび割れの補修、劣化したビニール等の張替えなど)

これらの行為は、貸付施設の通常の管理行為の一環として、借受者が当然に行うべき行為に属します。

##### イ 災害などで損傷した貸付施設を修理する際に従前の機能を維持するために工事を場合

(具体的な事例:地震で乾燥舎の地盤が不等沈下してレーンが損傷した場合に、レーン以上に沈下した作業用コンクリート通路のかさ上げなど)

このような行為は、補修工事の一部とみなされますので、事故報告書の提出があれば足ります。

## 資料4の参考

平成23年5月17日制定

平成24年7月30日一部改正

### 機構の許可が必要な改造の考え方(改正後)

#### I 改造許可等

##### 1 改造許可が必要な場合

実施要領第7の3の(3)の改造は、機構の所有する貸付施設等に構造上、機能上の毀損等が生ずる場合をいい、次のような場合が該当します。改造の工事(以下「改造工事」という。)は、機構がやむを得ないと認めたときに限り行うことができます。

###### (1) 貸付施設等に毀損を伴う場合

(具体的な事例: 構築物のよう壁、間仕切り等の撤去など)

###### (2) 貸付施設等の価値又は効用等を減じるおそれがある場合

(具体的な事例: よう壁等の撤去により新たな施設の設置など)

###### (3) 貸付施設等の間取り、構造等を変更する場合

(具体的な事例: 構造等を変更するための間仕切り等の撤去、屋根等の設置など)

###### (4) 設置した資材の変更を伴う修理、改修、資材等の交換等を行う場合

(具体的な事例: 改修工事等により新たな資材・機械等の交換・設置など)

###### (5) 貸付施設等に他の機械・施設等を付加する工事を伴うものであって、容易に分離ができない場合

(具体的な事例: 堆肥置場にエアレーション設置のための溝きりなど)

##### 2 改造許可の必要のない場合

(1) 次に該当する場合は、借受者の判断と自己資金で既存の貸付施設等に追加の工事(以下「追加工事」という。)を行うことができます。

ア 既存の貸付施設等と境界が明確に区分でき、かつ、独立して管理ができる場合

(具体的な事例: エプロン、犬走りなどの拡張、通路の設置・舗装など)

イ 貸付施設等の効用及び価値を損傷せず、かつ、分離することも容易なものを設置する場合

(具体的な事例: 防虫網、照明、雨よけ板のよう壁への設置など)

ウ 貸付施設等に損傷を与えない範囲で、当該施設のよう壁等を利用して外側

に施設を増築する場合

(具体的な事例:資材等保管庫の増築、屋根の拡張など)

(2)次に掲げる場合は、そもそも改造に該当せず、むしろ、他の規定により処理すべき事項です。

ア 貸付施設等の劣化した部分を補修等する場合

(具体的な事例:よう壁等のひび割れの補修、劣化したビニール等の張替えなど)

これらの行為は、貸付施設の通常の管理行為の一環として当然に行うべき行為に属します。

イ 災害などで損傷した貸付施設を修理する際に従前の機能を維持するために工事を場合

(具体的な事例:地震で乾燥舎の地盤が不等沈下してレーンが損傷した場合に、レーン以上に沈下した作業用コンクリート通路のかさ上げなど)

このような行為は、補修工事の一部とみなされますので、事故報告書の提出があれば足ります。(この項追加)

## II 改造工事等の契約等について

### 1 改造工事等

(1)あらかじめ改造工事又は追加工事が貸付申請の計画段階で判明している場合、これらの工事と一体で行うことが効率的かつ合理的であるので、申請の段階で改造工事及び追加工事の内容を申請書に添付して申請を行うものとします。また、この場合、貸付施設等の工事と改造工事又は追加工事が図面等により明確に区分されていることが確認できるよう設計図書に記載するものとします。

(2)この場合の工事費については、貸付施設等の工事費と改造工事費及び追加工事費とが明確にアロケーション(面積割等による合理的な経費配分)等により区分されていることを書面により申請書に添付するものとします。

### 2 改造工事等の契約

(1)改造工事及び追加工事については、原則として、貸付施設等の見積書とは区分した別の見積書としますが、これが困難な場合は、貸付施設等、改造工事及び追加工事が明確に区分されて記載されている見積書に限ります。

(2)改造工事及び追加工事の契約については、当機構が販売業者等と締結する契約額には含めませんので、借受者が独自に販売業者等と締結してください。

## III 確認等

1 改造工事又は追加工事を貸付施設等の工事と一体で施工した場合、検収につい

ては、これらの工事についても検収の対象とし、貸付施設等と関連して行うものとします。なお、改造工事及び追加工事については、標識等で明確に区分ができるようになっていることを確認するとともに、写真撮影を行うものとします。

- 2 貸付施設等と一体で改造工事を行わない場合、受託団体等は、工事の終了後速やかに、申請どおりの工事が施工されたことを確認するものとします。



**資料5**

再貸付手数料の改正について

1 趣旨

(1) 当機構は、リース事業の円滑かつ適正な実施を確保するため、リース事業開始当初から借受団体等に対し、リース事業に要する事務経費として、再貸付手数料を交付している。

(2) この再貸付手数料の算定については、

① 定額部分は、貸付施設1台当たりの基準額に基づき算定しているため、1貸付申請における台数が多いほど比例的にその額が大きくなり、かつ、定額部分が相当の割合を占めていることから、契約ごとに一定量が発生する借受団体等の事務量と必ずしも合致していない、

② 間接リース方式の借受団体は、直接リース方式の受託団体とは異なり、リース契約締結者として貸付料等の管理・回収に契約上の責任を負っているにもかかわらず、同一の取扱をしていることについて、やや不公平感がある

との指摘がある。

こうしたことを踏まえて、再貸付手数料について、借受団体等の事務に見合った見直し・改正を行う。

(3) さらに、借受団体等のリース事業に対する役割の重要性に鑑み、当機構として、当機構の人件費を含む事務費の節減により捻出した財源を基に、手数料の増額を行う。

(4) また、従来、再貸付手数料に含めていた検収等の業務委託費は、経費の透明性を確保する観点から、再貸付手数料とは分離して、別途、業務委託費として支払う。

2 改正案の内容

(1)再貸付手数料額

ア. 借受団体等ごとの再貸付手数料の額は、以下の①(基礎定額)と②(附加貸付料の回収額に応じた額)の合計額とする。

① 基礎定額

1契約当たり10千円

② 附加貸付料の回収に応じた額

受託団体(直接リース) 附加貸付料回収額の14%相当額

借受団体(間接リース) " 15% "

(注)基礎定額が10千円/1契約と、附加貸付料回収額の13%相当額との合計額が、現行の再貸付手数料(業務委託費を除く。)と同水準。

イ. 生乳リースの借受団体等が行っている事務等の実態は、他のリース事業の借受団体等と同様であることから、牛乳リースの借受団体等に対しても、アによる再貸付手数料を支払う。

ウ. 再貸付手数料に含まれている委託業務(検収等)に係る経費は、再貸付手数料の一部としてではなく、業務委託費として別途支払う。

(2)支払方法

ア. 現行の支払方法では、借受団体等の1契約当たり再貸付手数料額は、第2回目の支払額が最大となり、初回及び貸付期間の後半において低減することから、その平準化及び簡素化・透明化を図るため、毎年度、1契約当たりの再貸付手数料総額を貸付期間で除した額を、総貸付契約について支払う。

イ. 手数料の早期支払いの観点から、支払い回数を現行の年1回から年2回に改め、当機構に対して4月～9月に貸付料等が納付された貸付契約に係る手数料は同年10月末日に、10月～3月に納付された貸付契約に係る手数料は翌年度4月末日に支払う。

ウ. 再貸付手数料の見直しは、手数料についての改正規程の施行日以降に締結する貸付契約に適用する。

## 業務委託費について

### 1 業務委託費の交付

- (1) 再貸付手数料の改正に伴い、従来、再貸付手数料に含まれていた、検収、新規需要開拓、貸付申請者に対する指導等の業務委託に係る経費は、手数料とは別に、業務委託費として支払う。
- (2) リース事業の普及及び新規契約の促進を図る観点から交付してきた新規貸付事務手数料については、その対象業務が委託業務の一部(新規需要開拓)に含まれることから、業務委託費に統合する。
- (3) 業務委託費は、全てのリース事業について交付する。

### 2 業務委託費の額及び支払い方法等

- (1) 業務委託費の額は、以下のとおりとする。
  - ・構築物を伴うもの 12千円／1契約
  - ・機械・施設のみのも 9千円／1契約
- (2) 貸付契約した初回の貸付料等の納付を確認した上で、初回の手数料支払月に、手数料と併せて、業務委託費の全額を支払う。
- (3) 業務委託費は、業務委託費に関する規程の施行日以降に締結する貸付契約について適用する。

(参考1)

現行の再貸付手数料について

1 再貸付手数料の額は、以下の①又は②のいずれか低い額としている。

① 貸付機械等1台当たりの基準額×貸付機械等の台数

(基準額)

初年度 : 構築物の場合 23千円/台

: 構築物以外 17千円/台

2年目以降: 7千円/台

② 附加貸付料の回収額×一定割合

(一定割合)

20百万円以下: 附加貸付料回収額の25%

20百万円超 : 附加貸付料回収額の20%

2 生乳リースについては、過去の経緯から手数料は支払っていない。

3 当機構から借受団体等に委託する業務(貸付機械等の検収、新規需要の開拓、借受者への指導)の経費も、手数料に含めて支払っている。

(参考2)

(一部改正)

畜産高度化支援リース事業業務委託要領の一部改正(案)

畜産高度化支援リース事業業務委託要領(平成22年5月28日22環機第448号)の一部を次のように改正する。

第6を次のように改める。

第6 業務委託費の交付

機構は、受託団体等が業務委託契約に基づき畜産高度化支援リース事業に係る委託業務を実施した場合は、別に定める基準により業務委託費を受託団体等に支払う。

附 則

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

(新設)

畜産高度化支援リース再貸付手数料交付要領(案)

平成24年 月 日24環機第 号 制定

第1 リース事業再貸付手数料

財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、借受団体又は受託団体(以下「借受団体等」という。)に対し、貸付施設等の貸付に関する事務等に要する経費につき、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料(以下、「手数料」という。)を交付する。

第2 手数料の交付

1 手数料の額

手数料の年額(消費税込み)は、貸付契約ごとに次に掲げる金額の合計額を貸付期間の年数で除して得た金額とする。

(1) 基礎定額 10,000 円

(2) 加算額

当該貸付契約に係る貸付期間を通じた付加貸付料の合計額に、直接リース方式にあっては0.14、間接リース方式にあっては0.15を乗じて得た額

2 手数料の支払方法

(1) 手数料の支払回数は、貸付年数と同じ回数を限度とする。

(2) 手数料の支払期日は、貸付料等の支払が年1回払いにあっては、毎年3月末日までに貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。

(3) 貸付料等の支払が年4回払いの場合は、第1回目の納入があったとき及びその後4回目ごとの貸付料等の納入日を基準として、(2)の規定を適用する。

(4) 貸付料等(借受者が負担すべき保険料を含む。)の納入が遅延した場合は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、(2)及び(3)の規定を適用する。

### 3 手数料を支払わない場合

- (1) 貸付料等の納入の繰延、猶予等により貸付料の納入がなかった期間については、手数料は支払わない。
- (2) 貸付契約の解除その他の理由により貸付契約が失効した場合、その日以降に手数料の計算の基準日が到来する手数料は支払わない。

### 第3 その他

借受団体等が業務方法書、各事業の実施要領又は貸付契約書(再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、手数料の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

### 附 則

- 1 この要領は、平成24年 月 日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。
- 2 再貸付手数料等交付要領(昭和53年9月14日53畜環第582号)の一部を次のように改正する。  
第4中「3月」を「4月」に改める。  
附則に次の1項を加える。
- 3 この要領は、畜産高度化支援リース事業再貸付手数料交付要領(平成24年 月 日24環機第 号)の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

(新設)

畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領(案)

平成24年4月 日24環機第 号 制定

第1 業務委託費の額

畜産高度化支援リース事業業務委託要領第6の規定に基づく業務委託費の額(消費税込み)は、貸付契約1件当たり、構築物を含むものは12,000円、構築物を含まないものは9,000円とする。

第1 業務委託費の交付

- 1 業務委託費の支払期日は、毎年3月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については4月末日、9月末日までに第1回の貸付料等の納入があった貸付契約については10月末日とする。
- 2 貸付料等(借受者が負担すべき保険料を含む。)の納入が遅延した場合(貸付料の納入の繰延、猶予等を含む。)は、実際に当該貸付料等が納入された日を基準として、前項の規定を適用する。

第3 その他

借受団体等が業務方法書、各事業の実施要領又は貸付契約書(再貸付契約書、再々貸付契約書を含む。)に違反したときは、業務委託費の全部又は一部の交付を留保し、又は交付しないことがある。

附 則

- 1 この要領は、平成24年月日から実施し、実施日以降に貸付契約を締結した貸付から適用する。
- 2 新規貸付事務手数料交付要領(平成19年8月24日19畜環第669号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。



- 2 この要領は、畜産高度化支援リース事業業務委託費交付要領(平成24年 月 日 環機第 号)の実施の日の前日までに貸付契約を締結した貸付について適用する。

## 資料6

### 損害保険の加入状況について

先般、調査を依頼しました「損害保険加入状況調査」につきまして、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

調査の結果、貸付施設等に損害保険を付与していない事例が判明しました。

については、今後の適切なリース事業の執行を確保するため、下記のとおり対応されるよう、借受者への御指導をお願いします。

#### 記

#### 1 調査結果

施設区分	加入	確認書提出	未加入
保険対象除外可能施設	○	○	△ (対応案1)
上記以外の貸付施設等	○	△ (対応案2)	× (対応案3)

※1 事故が発生した場合は、借受者の責任において原状回復することを確約して、損害保険への加入対象貸付施設等から除外することができる施設(以下「保険対象除外可能施設」という。)とは、コンクリート製のもの(貯留槽、浄化槽、脱臭槽、ろ床、バンカーサイロ等)であって、火災、落雷、雪災等の被災するおそれが殆どないものをいう。

2 ○は問題のないもの、△は一部に問題あるもの、×は問題があるものをいう。

#### 2 今後の対応

##### (1) 対応案1について

ア. 保険に加入せず、借受者の責任において原状回復することを希望する者は、「損害保険加入確認書」を受託団体等に提出し、受託団体等において同確認書を保管して下さい。

イ. 保険への加入を希望する者は、速やかに損害保険に加入し、保険証書の写しを当機構に送付して下さい。

(2) 対応案2について

保険対象除外可能施設以外の貸付施設等である場合の確認書において、保険の加入状況について、「損害保険加入確認書」2の(1)から(3)(①既に加  
入済み、②〇月以内に加  
入する、③加入する保険会社がないため未加入で、  
自己の責任において原状回復する)のいずれに回答したかを確認して下さい。

その結果、②と回答したものの未加入である場合及び③により自己の責任  
において原状回復するとして損害保険に非加入である場合は、確認書で対応  
できる貸付施設等(保険対象除外可能施設)ではないので、これらの借受者は、  
速やかに、受託団体等の指導を受けて損害保険に加入し、保険証書の写しを  
当機構に送付して下さい。

(3) 対応案3について

全ての借受者は、速やかに損害保険に加入し、保険証書の写しを当機構に  
送付して下さい。

損害保険に加入しようとしたが加入できなかった借受者も、引き続き受託団  
体等の指導を受けて、損害保険に加入し、保険証書の写しを当機構に送付して  
下さい。

## 資料7

### 連帯保証人制度の運用について

#### 1 趣旨

機構は、実施要領に基づき、借受者の経営状況等を勘案して必要があると認められるときは、連帯保証人の提供を求めることができることとなっており、その求める場合の基準も定められているところです。しかし、借受者が連帯保証人を求められた場合にどのような者を連帯保証人とすべきかについては具体的な基準が定められておらず、手続に遅延等が生じておりました。

このため、機構が連帯保証人を求めた場合における連帯保証人の資格要件等についての基準を定め、事業の円滑な推進に資することとしました。

#### 2 連帯保証人の要件

(1) 連帯保証人は、原則として、次の要件を満たさなければならないものとします。ただし、具体的な可否は、貸付金額や貸付期間、借受者の信用状況等も総合的に勘案して、個別具体的に判断することになります。

ア 安定した職業に従事し、独立して生計を営む成人(法律上の行為能力を有しない者を除く。)であること。

イ 次の資産・収入要件のいずれかを満たすこと。

(ア) 連帯保証契約締結時点での解約清算金に相当する額及びそれに対する遅延損害金を一時に支払うに足りる容易に処分可能な資産を有し、貸付期間を通じてその状態が継続すると認められること。ただし、負の財産(負債)がある場合は、これを資産額から控除する必要があります。

(イ) 連帯保証契約締結時点での解約清算金を貸付期間(1年未満は切捨て)で除した額が年収の30%を超えないこと。ただし、その者が他の債務(ローン)の弁済も行っている場合は、その年額を加えた額が年収の30%を超えないことが必要です。

ウ 借受者の被用者、借受者への大規模融資者、法人である借受者の代表者、役員、出資者等でないこと。

エ 貸付期間終了時点での満年齢が、原則として、給与所得者にあつては65歳、個人事業主にあつては70歳を超えないこと。

ただし、収入の大部分が家賃等の安定した資産収入で、年齢による影響が少なくと判断されるような場合は、個別に検討します。

(2) 上記の要件を満たすことを、納税証明書、所得証明書、固定資産税課税台帳、預貯金残高証明書等により証明して頂きます。

### 3 連帯保証契約の継続義務

(1) 連帯保証契約は、貸付期間を通じて継続して頂きます。従って、貸付期間内に連帯保証人に次のような事由が発生したときは、借受者は、別の連帯保証人を立てる必要があります(民法第450条第2項)。

ア 連帯保証人の死亡、行為能力の喪失

イ 連帯保証人が機構が要求する要件を満たさなくなったとき

(2) このような状況は、機構が直接知ることは不可能なので、このような状況になったときは、借受者の方で連帯保証人変更の手続きを取って頂くようお願いいたします。

## 資料7の参考資料

### 連帯保証人制度の必要性及びその運用について

この資料は、資料7について、その趣旨、内容、解釈等について説明するものです。再借受団体や借受者への説明等、執務上の参考にして下さい。

#### 1 連帯保証人とは

(1)「保証人」とは、主たる債務者(本件の場合は借受者)がその債務を履行しないときにその債務を履行をする責任を負う(民法第446条第1項)者をいい、「連帯保証人」とは、保証人のうち、「催告の抗弁権」(民法第452条)(まず主たる債務者に催促するように要求する権利)及び「検索の抗弁権」(民法第453条)(まず主たる債務者の財産に執行するように要求する権利)がない者をいいます(民法第454条)。

(2)保証契約(連帯保証契約を含む。)は、このような重大性に鑑み様式行為とされており、書面でなければ効力を有しないとされています(民法第446条第2項)。

保証契約は、保証人と債権者(リース契約の場合は機構)との間の契約ですが、貸付契約の場合、保証契約は、貸付契約と同時に三者契約として締結されています。

(3)保証される債務の内容は、主たる債務のほか、主たる債務に対する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを含むこととされています(民法第447条)。

従って、貸付契約に即応して言えば、リース料(附加貸付料を含む。)、譲渡代金(以上が「主たる債務」)、解約清算金、遅延損害金などすべての債務が対象となります。

(4)なお、保証人が、主たる債務者に代わって債権者に弁済したときは、主たる債務者に対し求償権を行使することができます(民法第459条)。

(5)以上の内容が、貸付契約書(再貸付契約書)で定められている「連帯保証人は、将来乙(借受者)が甲(機構又は最終貸付者)に対して本契約に基づき負う一切の債務につき保証し、乙と連帯して履行の責に負うものとする」と定められていることの意味です。

#### 2 連帯保証人の必要性及び保証保険との関係

貸付契約に係る債務については、保証保険に加入することが義務づけられています。しかしながら、このことによって連帯保証人の必要性がなくなることはありません。

- (1) 保険制度の前提として、加入者のリスクが同程度であることが必要であり、ある特定の者のリスクが他の保険加入者に比べて大きいと考えられる場合にはそのリスクを軽減する措置(本件の場合には連帯保証人の提供)やその者の保険料を他の者に比べて高くする措置を要求したり、そのリスクの大きさが補正不可能と判断される場合は加入を拒否したり(貸付契約の締結拒否)することが必要となります。このようなことは、加入者の負担及び利益の平等を確保する上でもとても重要なことです。
- (2) 保証保険制度は、過去の傾向等から将来の保険事故の発生を推計し、これに対する保険金の支払予測から保険料を計算しています。従って、連帯保証制度の存在とその適切な運用は、保証保険制度の前提となっています。仮に連帯保証制度を不的確に運用し、保険収支が悪化した場合には、結果的に保険料の引き上げにつながり、すべての加入者が迷惑することになります。
- (3) また、保証保険約款上、保険金が支払われない場合もあり(原因が戦争や地震等の場合、借受者等による通知義務違反等の場合など)、そのような場合は、機構又は最終貸付団体から連帯保証人に支払を請求する必要性が生じます。このような場合、連帯保証人に請求できないと機構のリース基金に欠損を生じ、それ以降のリース事業の実施に差し支えることとなります。
- (4) 更に、連帯保証契約を伴うことにより、主たる債務者による債務不履行の心理的抑止効果が期待できます。
- (5) 以上の理由により、機構が必要と判断した場合には、連帯保証人の提供をお願いしています。

### 3 貸付契約に関し連帯保証人が必要な場合

- (1) 機構は、リース事業の健全かつ円滑な運営を確保するため、借受者の経営状況等を勘案して必要があるときは、連帯保証人の提供を求めることができることとなっています(畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について(平成23年3月31日付け23環境機構第219号)第3の(2))
- (2) 具体的には、直近の決算における長期借入金、繰り越し又は累積欠損金等の状況、長期借入金等負債の償還計画(長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合)等から貸付期間にわたりリース料等の支払に支障を及ぼすおそれがないかを判断することになります。

### 4 連帯保証人の要件

- (1) 連帯保証人は、借受者(主たる債務者)が貸付契約に係る債務の支払を怠った場合に借受者に代わって当該債務を支払うための十分な資力・信用がある者でなければなりません(民法第450条第1項第1号)。

貸付契約の性格上、リース料について機構が保証人に支払いを請求するケースは考えにくいので、連帯保証人が借受者に代わって支払う可能性がある債務は、借受者のリース料不払いによって貸付契約が解除された場合の解約清算金(及び遅延損害金)になります。従って、貸付契約に係る連帯保証人は、この債務を確実に支払うことができる資力・信用を有する必要があるということになります。

(2)このような観点から、借受者が機構に提供する連帯保証人は、次のような要件を備えている必要があると考えています。具体的には、機構が個別案件に即して総合的に判断します。

ア 安定した職業に従事し、独立して生計を営む成人(法律上の行為能力を有しない者を除く。)であること。

独立した生計を営むという点から、主たる債務者の家族(同居の親族)は不適格ですが、別居して独立した生計を営む子、親、兄弟等は差し支えありません。「安定した職業に従事し」とは、この独立して生計を営むに足る安定した職業に従事しているということです。無職の者はもちろん、不定期雇用の労働者等は、通常は不適格です。また、法人は、原則として認められません。

法律上の行為能力を有しない者とは、未成年者(民法第4条)、成年被後見人(民法第8条)、被保佐人(民法第12条)及び被補助人(民法第16条)を指します。これらの者は、独立して法律行為を行うことができませんので、連帯保証人になることができません。

イ 次の資産・収入要件のいずれかを満たすこと。

(ア)連帯保証契約締結時点での解約清算金に相当する額及びそれに対する遅延損害金を一時に支払うに足りる容易に処分可能な資産(居住中の住居、生業施設等を除いた資産。預貯金、株式、賃貸資産など)を有し、貸付期間を通じてその状態が継続すると認められること。ただし、負の財産(負債)(保証債務については、借受者を主たる債務者とする者に限り、債務が現実化していないものも含む。)がある場合は、これを資産額から控除する必要があります。

(イ)連帯保証契約締結時点での解約清算金を貸付期間(1年未満は切捨て)で除した額が年収の30%を超えないこと。ただし、その者が他の債務(ローン)の弁済も行っている場合は、その年額を加えた額が年収の30%を超えないことが必要です。

ウ 原則として借受者の被用者、大規模融資者、法人である借受者の代表者、役員、出資者等でないこと。

通常、企業(法人)に対する融資などでは法人代表者による個人保証は一般的ですが、農業法人の場合は、個人と法人の二枚看板的なところがあり、法人代表者や役員は資産の多くの部分を法人に出資するなど両者の財務



状況は極めて密接に関連しています。従って、法人経営に問題を生じた場合は、法人代表者や役員資産状況等も必然的に大きな影響を受けます。被用者や大規模融資者も、主たる債務者(借受者)の経営に問題が生じたときは、大きな影響があるおそれがあるため、連帯保証人としては不適格です。

ただし、これらの関連性が微少である場合は、認める場合もあります。

ウ 貸付期間終了時点での満年齢が、原則として、給与所得者にあつては65歳、個人事業主にあつては70歳を超えないこと。

連帯保証契約締結時点で十分な資力、収入等を有していても、高齢化に伴い資力や収入が減少することが想定されるため、貸付期間中継続して弁済能力を継続するという観点から、この基準を超える高齢者は適当ではないと考えられます。

ただし、収入の大部分が家賃等の安定した資産収入で、年齢による影響が少ないと判断されるような場合は、平均余命程度までは差し支えないと思われれます。

(3)上記の要件を満たすことを、納税証明書、所得証明書、固定資産税課税台帳、預貯金残高証明書等により証明して頂きます。

なお、連帯保証契約は保証人に極めて大きな責任を負わせる契約なので、連帯保証人となるべき者本人の意思に基づきなされることが重要です。従って、現在、連帯保証人が必要とされる場合に貸付申請書に添付して頂いている連帯保証人となるべき者の「承諾書」(この「承諾書」は、連帯保証人となるべき者から機構に対して提出される「連帯保証契約の申込」に当たります。)については、必ず実印を使用し、印鑑証明書を添付するようにして下さい。三者契約(貸付契約)の連帯保証人の押印についても実印を使用して下さい。

## 6 連帯保証契約の継続

### (1)連帯保証人の継続提供義務

連帯保証契約は、貸付期間を通じて継続して頂きます。従って、貸付期間内に連帯保証人に次のような事由が発生したときは、借受者は、4の要件を満たす別の連帯保証人を立てる必要があります(民法第450条第2項)。

ア 連帯保証人の死亡、行為能力の喪失

イ 連帯保証人が機構が要求する要件を満たさなくなったとき

このような状況は、機構が自ら知ることは不可能なので、このような状況になったときは、借受者の方で連帯保証人変更の手続きを取って頂くようお願いいたします。

### (2)連帯保証人を提供できない場合の措置

ア 貸付契約締結時に機構が要求したにもかかわらず適切な連帯保証人を提

供できない場合は、貸付契約は締結しません。

連帯保証人としての資格を有していないにもかかわらず虚偽の申告をして機構に貸付契約を締結させた場合は、機構は、貸付契約の応諾の意思表示の取消権を有します(民法第96条第1項)。機構が取消権を行使した場合、貸付契約は失効し、解約精算を行うこととなります。

- イ 貸付契約締結時に締結した連帯保証人が(1)のア又はイに該当するようになったにもかかわらず別の連帯保証人を提供していないことが判明した場合は、機構は、期間を定めて催告を行います。この場合は、その期間内に代わりの連帯保証人を提供して頂きます。

**資料8**

補助付きリース事業の補助金に係る消費税相当額の返還について

1. 平成24年補助付きリース事業に係る返還事務手続き

(1) 平成24年1月1日から同年12月31日の間に補助付きリース事業により補助付きリース物件(以下「物件」という。)を借り受けた借受者(個人、法人)に対しては、畜産高度化支援リース事業実施要領第12の2の(1)の規定に基づき、平成25年2月末までに、「補助金に係る消費税相当額の返還請求」(以下「請求書」という。)を、当該借受者あてに送付します。

また、借受団体等に対しては、その「写し」等を送付しますので、借受者への指導をお願いします。

(2) (1)の請求書の送付に際しましては、併せて、「消費税等課税に関する申立書」(以下「申立書」という。)及び説明資料を同封します。

(3) 借受者は、請求書に記載された額(以下「請求額」という。)を、平成25年4月30日までに当機構に納付していただきます。ただし、平成24年(法人は年度)消費税確定申告において、免税事業者である借受者及び簡易課税を選択している借受者は、平成25年4月10日までに、必要な証明書を添付の上、(2)の申立書を、当機構に提出してください。申立書が適正である場合は、消費税相当額を機構に返還する必要はありません。

(4) 補助金に係る消費税相当額の返還が必要な本則課税適用の借受者は、例外なく請求額を返還していただきますので、平成24年(度)消費税確定申告における納付額の計算において、補助金を含めた物件購入価額を課税仕入れとし、適正な仕入税額控除を受けるようお願いします。

なお、補助金に係る消費税相当額の返還額は、当機構が立て替えて販売業者に支払ったものであり、借受者が自己負担したものではありませんので、念のため申し添えます。

※1. 上記の説明は、機構HPにも本年末に掲載し、案内する予定です。

※2. 借受者が、請求額納付の必要があるか否かの判定は、次ページの返還要否判断表を参考にしてください。

※3. 物件に関する税務の取扱いと補助金に係る消費税相当額の返還が必要な理由等につきましては、事業規程集に掲載しておりますのでご参照ください。

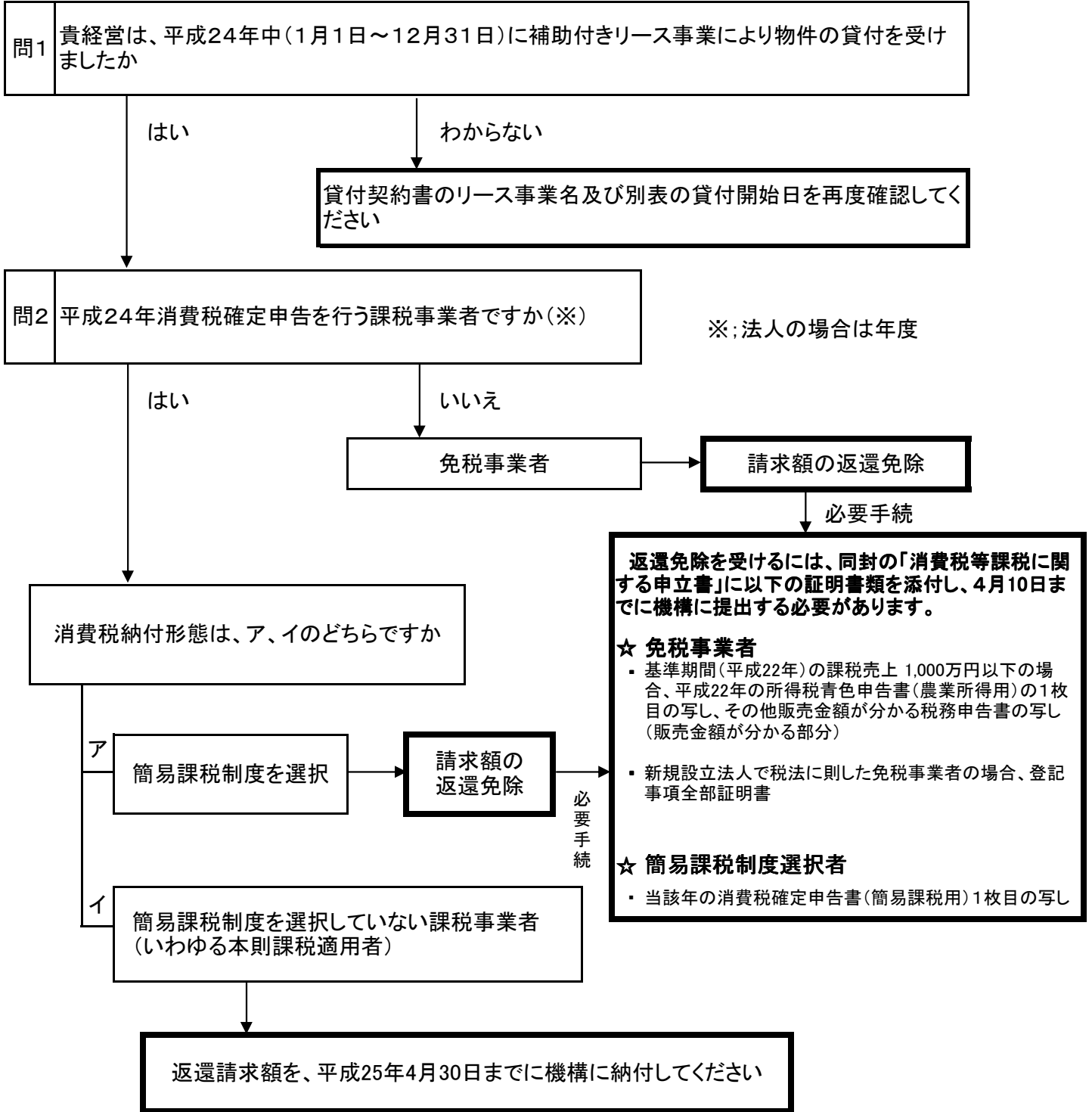
2. 返還請求に対して未返還の借受者への対応

平成16年から23年までの返還請求に対して未返還の借受者については、補助の公平性及び補助金の適正な実施の確保等の観点から、機構が直接返還等のお願いをするため、昨年に引き続き個別に現地へ出向きたいと考えています。

その際には、都道府県及び受託団体等の協力を得たいと考えておりますので、実施に当たりましては、よろしくをお願いします。

# 補助金に係る消費税相当額の返還要否判断表(平成24年貸付)

借受者が補助金に係る消費税相当額を納付する必要があるか否かは、次の問いにより判断してください。



・機構に納付する額は、当該補助付きリース物件の仕入税額控除を受けた補助金に係る消費税相当額であり、借受者の負担となるものではありません。

・同物件を課税仕入れとして申告していない場合、所轄税務署に対し更正請求の手続きを行うことにより、当該消費税額を還付してもらえる制度があります。この制度を利用しない場合、納付額が自己負担となりますのでご注意ください。